

## 「青少年の非行防止」等に関する作文・ポスター・標語・ショート動画の募集

### 1 目的

沖縄県の青少年は、全国と比べて深夜はいかいや飲酒、喫煙の割合が多い状況にあります。

また、青少年の事件・事故のうち、深夜（午後 10 時～午前 4 時）の発生や、飲酒が絡んでいるものが多いなどの特徴があります。

沖縄県では、このような状況を改善するため、平成 7 年度から「青少年の深夜はいかい防止」県民一斉行動に取り組んできました。

県民一斉行動の取り組みとして、家族の絆を考える「家庭の日」や、大人の夜型社会の是正を図る「シンデレラタイム」の励行運動と併せて、青少年自身が、青少年の深夜はいかい防止や二十歳未満者の飲酒、喫煙防止、更に、近年、スマートフォンの急速な普及による SNS に起因する闇バイトなどの犯罪やトラブル、大麻などの薬物問題などについても併せて考える機会を設けるための作品を募集します。

### 2 主催

沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警察・沖縄国税事務所・(公)沖縄県青少年育成  
県民会議・各市町村

### 3 応募資格

県内在住の小学生、中学生、高校生または 18 歳未満の青少年

### 4 募集作品とテーマ

#### (1) 作文

下記のいずれかのテーマ（複数項目選択可）で、1,200 字程度とする。

- ア 青少年の深夜はいかい防止（夜型社会）に関すること
- イ 二十歳未満者の飲酒・喫煙防止に関すること
- ウ 家族の絆（家族団らんなど）
- エ 薬物乱用防止に関すること
- オ スマートフォン・SNS の危険性
- カ その他青少年の健全育成及び非行防止全般に関すること

#### (2) ポスター

前記のテーマ（複数項目選択可）で、画用紙（392 mm×542 mm）を縦に使用し、原則文字を書き込まない。

#### (3) 標語

前記テーマ（複数項目選択可）で、様式等は特に指定しない。

- (4) ショート動画  
別添「青少年の非行防止ショート動画募集要領」参照

## 5 応募方法

- (1) 記載事項  
児童・生徒の作品には、タイトル（作文、ポスターのみ）、学校名、学年、氏名（ふりがな）、性別を記載し、18歳未満の一般の応募については、加えて住所、年齢、連絡先を記載すること。  
なお、ポスターについては、応募票（別添様式）に必要事項を記載し、ポスターの裏面に貼付すること。
- (2) 提出先（ショート動画については、サポートセンターへ提出とする。）  
ア 市町村立小中学校は、市町村担当所管へ提出する。  
イ 県立中学校は、教育庁義務教育課へ提出する。  
ウ 県立高校及び特別支援学校は、教育庁県立学校教育課へ提出する。但し、作文については、県こども若者政策課へ提出する。  
エ 国立学校、私立学校、一般青少年は、県こども若者政策課へ提出する。
- (3) 予備審査  
各担当である市町村及び教育庁、少年サポートセンターにあっては、予備審査を実施の上、令和8年9月16日（水）までに県こども若者政策課へ作品を提出すること。

- 沖縄県こども若者政策課  
〒900-8570 那覇市泉崎一丁目2番2号 TEL：098-866-2100（IP2291）
- 沖縄県教育庁県立学校教育課  
〒900-8570 那覇市寄宮1丁目2番16号（旧県立図書館） TEL：098-866-2715
- 沖縄県教育庁義務教育課  
〒900-8570 那覇市寄宮1丁目2番16号（旧県立図書館） TEL：098-866-2741
- 沖縄県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター  
〒900-0029 那覇市旭町116番37号 TEL：098-862-0110
- 各市町村（省略）

## 6 提出期限

- (1) 沖縄県こども若者政策課  
令和8年9月16日（水）必着
- (2) 市町村及び沖縄県教育庁  
上記提出先にお問い合わせください。

## 7 表彰種別

作文・ポスター・標語・ショート動画の各部門別に入賞作品を決定します。

- (1) 沖縄県知事賞 1名
- (2) 沖縄県教育長賞 1名
- (3) 沖縄県警察本部長賞 1名
- (4) (公社)沖縄県青少年育成県民会議会長賞 1名

## 8 発表及び表彰式

- 受賞決定者には、学校を通じて本人に通知します。
- 11月に開催予定の沖縄県青少年育成大会において表彰式を予定しております。
- ポスターの受賞作品については、沖縄県青少年育成県民会議の主催する「家庭の日ポスターコンクール」において展示します。

## 9 その他

- (1) ポスター及び標語の沖縄県知事賞受賞作品については、翌年度の一斉行動のポスター、その他の青少年の非行防止等にかかる広報媒体で使用します。  
その他の受賞作品等についても、青少年の非行防止等にかかる広報媒体にて使用します。
- (2) 知的財産権等を侵害するおそれがあるため、「生成A I」等を使用した作品の応募は認めておりません。